

議案第 74 号

三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関する協議について

地方自治法第 288 条の規定により、平成 29 年 3 月 31 日をもって三泗鈴亀農業共済事務組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議する。

平成 28 年 8 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

提案理由

三重県農業共済組合が設立されることに伴い、三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に関して協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求める。